

秋田県及び同県所在の市町村向け入札談合等関与行為防止法研修会の開催について

平成28年2月12日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

公正取引委員会は、これまで、入札談合の防止を徹底するためには発注機関側の取組が極めて重要であるとの観点から、入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法について、当委員会主催の発注機関向け研修会及び発注機関が実施する職員向け研修会への講師派遣を実施しています。

このたび、東北事務所では、この取組の一環として、下記のとおり当事務所主催の研修会を開催することとしました。

記

1 日 時 平成28年2月26日（金）14：30～16：00

2 場 所 秋田県総合保健センター 2階第1研修室
秋田市千秋久保田町6-6

3 議事次第

- (1) 入札談合の防止に向けて（入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法の説明）
- (2) 質疑応答

4 参加予定者

秋田県及び同県所在の市町村の職員（事前登録制）

※ 今回の研修会は、カメラ撮影及び傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成28年2月25日（木）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所総務課
	電話 022-225-7095（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/index.html

【平成26年度の研修会の実施状況】

公正取引委員会の担当部署	研修会	
	公取委主催	講師派遣
本局	5回	89回
北海道事務所	8回	12回
東北事務所	1回	27回
中部事務所	1回	40回
近畿中国四国事務所	1回	30回
近畿中国四国事務所中国支所	1回	12回
近畿中国四国事務所四国支所	1回	39回
九州事務所	3回	41回
内閣府沖縄公正取引室	3回	4回
小計	24回	294回
合計	318回	